

公立大学法人福井県立大学教員昇任選考規程

平成20年12月22日
公立大学法人福井県立大学規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学の教授、准教授、講師、助教（以下「教員」という。）への昇任の選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の方法)

第2条 教員の選考は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に規定する資格を有し、かつ、人格、学識、学会および社会における活動、健康等が本学の教員として適すると認められる者のうちから、学長が行う。

(昇任の方針)

第3条 理事長は、学長と協議の上、昇任の方針を決定する。

2 理事長は、前項の方針を決定しようとするときは、必要に応じて経営審議会に付議するものとする。

3 理事長は、第1項の方針を決定したときは、学長を経由して、学部長、学術教養センター長、情報センター長、地域経済研究所長、恐竜学研究所長またはキャリアセンター長（以下「学部長等」という。）にその内容を通知しなければならない。

(昇任の申出)

第4条 学部長等は、前条第3項の規定により通知された方針に基づき、学長に昇任候補者の申出をすることができる。

2 学部長等は、前項の申出をするときは、第7条第1項各号の書類のほか、学長が定める書類を提出するものとする。

3 学長は、第2項の規定により申出を受けたときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

(昇任推薦委員会)

第5条 学部長等は、前条の規定に基づき申出する候補者を審査するため、昇任推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学部長等

(2) 学部または学術教養センターの場合にあつては、当該部局の教授 4人から6人

(3) 情報センター、地域経済研究所またはキャリアセンターの場合にあつては、当該部局の教員 4人以内

(4) 恐竜学研究所の場合にあつては、本学の教員の中から所長が学長と協議して指名する者2人および本学の職員以外の者で古生物学の分野において識見を有する者の中から所長が学長と協議して指名する者 2人

3 学部長等は、前条第1項に規定する申出を行うときには、前項第2号または第3号により指名した委員を、学長に報告する。

(会議)

第6条 委員会に委員長を置き、学部長等をもって充てる。

2 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

5 委員会の会議は、公開しない。

(候補者の審査)

第7条 委員会は、次の選考資料を作成し、候補者の審査を行う。

(1) 昇任候補者調書（様式第1号）

(2) 教育研究および社会貢献に関する業績書

(3) その他必要と認められる書類

2 委員会は、候補者の審査を終了したときは、昇任候補者推薦報告書（様式第2号）を作成する。

(選考)

第8条 学長は、第4条第1項の規定による申出を踏まえ、教員を選考する。

2 学長は、前項の規定により教員を選考したときは、教員の昇任を理事長に申し出る。

3 学長は、第1項の規定により教員を選考しようとするときは、あらかじめ教育研究審議会に付議するものとする。

(適用除外)

第9条 この規程は、学部その他組織の新設時において、文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査を経て採用した教員の完成年度までの期間における昇任選考手続については適用しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員を選考に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。